

# 木島平村 高社簡易水道事業経営戦略

令和5（2023）年度 ～ 令和14（2032）年度

令和5（2023）年3月  
木島平村 建設課 国調・水道係

# 内容

<b>1. 経営戦略の策定にあたって</b> .....	<b>2</b>
(1) 経営戦略策定の意義 .....	2
(2) 計画の期間 .....	2
<b>2. 事業概要</b> .....	<b>2</b>
(1) 事業の現況 .....	4
(2) これまでの主な経営健全化の取組 .....	9
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析 .....	10
<b>3. 将来の事業環境</b> .....	<b>13</b>
(1) 給水人口の予測 .....	13
(2) 水需要の予測 .....	13
(3) 料金収入の見通し .....	13
(4) 施設の見通し .....	13
(5) 組織の見通し .....	15
<b>4. 経営の基本方針</b> .....	<b>16</b>
(1) 基本理念 .....	16
(2) 基本目標と施策 .....	16
<b>5. 投資・財政計画（収支計画）</b> .....	<b>17</b>
(1) 投資・財政計画（収支計画） .....	17
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明 .....	17
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 .....	19
<b>6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</b> .....	<b>21</b>
<b>7. 投資・財政計画（収支計画）</b> .....	<b>22</b>
<b>8. 経営比較分析表</b> .....	<b>24</b>

## 1. 経営戦略の策定にあたって

### (1) 経営戦略策定の意義

公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」について、その策定が総務省より要請されています。

- 公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月 29 日付総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）
- 「経営戦略」の策定推進について（平成 28 年 1 月 26 日付け総財公第 10 号・総財営第 2 号・総財準第 4 号総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）
- 「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について（平成 31 年 3 月 29 日付け総財公第 45 号・総財営第 34 号・総財準第 52 号総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）
- 「経営戦略」の改定推進について（令和 4 年 1 月 25 日付け総財公第 6 号・総財営第 1 号・総財準第 2 号総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）

木島平村高社簡易水道事業（以下「高社簡易水道」といいます。）は昭和 38(1963)年度の創設以来 60 年近くを経過し、施設の老朽化に伴う大規模な更新投資が必要になる一方で人口減少に伴う水道使用料収入の低下が見込まれるなど、厳しい経営環境となることが見込まれますが、このような厳しい環境下においても計画的かつ健全な運営を継続するため、経営戦略を策定しています。

本経営戦略では、今後 10 年にわたり、水道使用料収入の予測値や必要となる投資・財源の試算結果等を織り込んだ上で、実効性のある計画を策定し、一層の経営基盤の強化等を図っていくことを目的としています。

### (2) 計画の期間

経営戦略で求められている計画期間は 10 年以上を基本としていることから、令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間とします。ただし、事業の進捗や環境の変化等に応じて、著しく現状と乖離する場合には、随時見直していくものとします。

## 2. 事業概要

木島平村は昭和 30（1955）年 2 月 1 日、穂高村、往郷村、上木島村の 3 村が合併して生まれました。村の位置は、長野県の北端、千曲川をはさんで飯山市の対岸に位置し、県庁所在地の長野市からの距離は約 40km です。村の面積は 99.32 km<sup>2</sup>、役場の海拔は 335m。樽川、馬曲川の扇状地、海拔 320～750m の間に 26 の集落を形成しています。南に高社山(1351.5m:写真右)、東南に高標山(1747.9m)、そして東はカヤの平高原、北は毛無山系と三方を山に囲まれています。

気候は内陸性気候で寒暖の差が激しく、年平均気温は 11℃。長野県内でも有数の豪雪地帯で、冬季間の積雪期間は 110 日間で、積雪深は 1.5～2.0m にも達し、積雪期間の平均降水量は 1,315mm、長野市の 938mm と比較すると 40% も多く、農作物の栽培に適した自然環境をつくりだしています。

高社簡易水道は、本村の南西部に位置し、昭和 38（1963）年頃に企業水道として創設しました。第 1 次拡張の昭和 54（1979）年に深井戸水源（地下水）の第 1 水源を加えました。

一方、昭和 41（1966）年頃に池の平飲料水供給施設が設立され、第 2 次拡張の平成 7（1995）年 3

月 31 日に池の平飲料水供給施設を統合し、併せて村営簡易水道として創設しました。

また、平成 2（1990）年 10 月に深井戸水源（地下水）の第 2 水源を加え、当初の湧水水源を廃止しました。

1 回の簡易水道の事業変更を行い統合等により、現在、計画給水人口 300 人、計画給水量 1,210 m<sup>3</sup> / 日で給水しています。

< 高社簡易水道の沿革 >

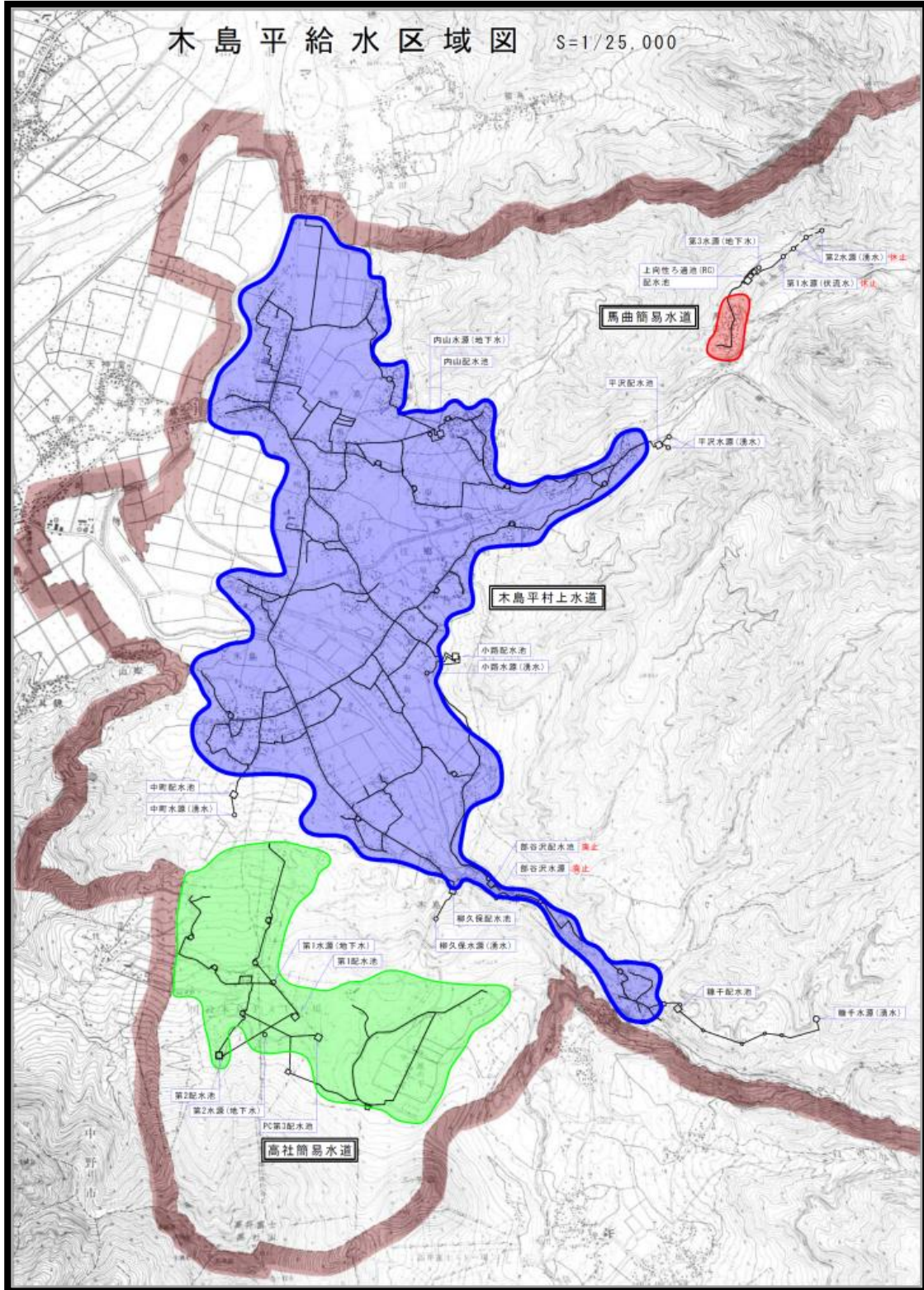
内容	認可年度	目標年度	計画給水人口	計画一日最大給水量	備考
高社簡易水道 創設	昭和 38 年度				
池の平飲料水供給施設 創設	昭和 41 年度	昭和 51 年度	100 人	15 m <sup>3</sup> /日	
事業変更（高社簡易水道）	昭和 54 年度				一次拡張
高社簡易水道へ事業統合	平成 7 年度	平成 16 年度	300 人	1,210 m <sup>3</sup> /日	池の平飲料水供給施設と統合

(1) 事業の現況

① 給水の状況

供給開始年度	平成7年度	計画給水人口	300人
法適(全部・財務)	非適	現在給水人口	190人
・非適の区分	(令和5年度全部適用)	有収水量密度	118 m <sup>3</sup> /ha

給水区域は下図のとおりです。

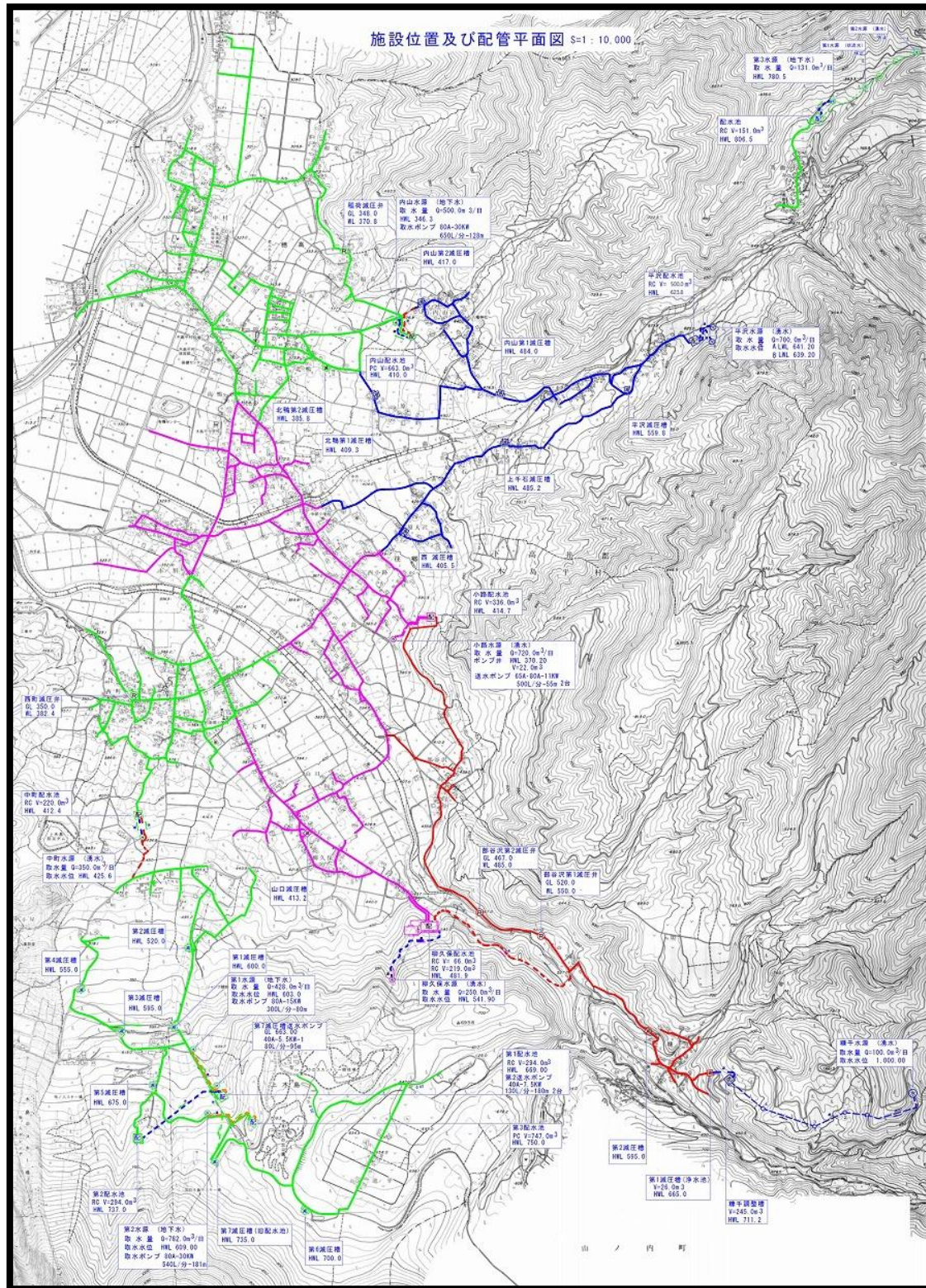




② 施設の状況

水源	地下水、その他			
施設数	浄水場設置数	0	管路延長	10.154km
	配水池設置数	3		
施設能力	1,289 m <sup>3</sup> /日	施設利用率	7.24%	

管路の布設状況は下図のとおりです。



### ③ 料金の状況

料金は、固定料金と従量料金を組み合わせた体系を採用しています。固定料金は口径別に設定し、従量料金は給水量が基本水量を超えた場合に超過給水量に対して単価を設定しています。

#### a 水道料金 ※令和5（2023）年3月末時点

メーターの口径	1月当たりの基本料金		超過料金
	基本水量	料金	
13ミリメートル	8立方メートル	1,300円	基本水量を超える 1立方メートル当たり  195円
20ミリメートル 25ミリメートル 30ミリメートル	30立方メートル	5,550円	
40ミリメートル 50ミリメートル	50立方メートル	9,250円	
75ミリメートル 100ミリメートル	70立方メートル	12,950円	

#### b 手数料

区分	手数料
工事設計審査手数料	1,000円
工事完成検査手数料	2,000円
開栓、閉栓、廃止の届出手数料	1,000円
指定給水装置工事事業者証交付申請手数料	10,000円

（出典）木島平村水道条例

高社簡易水道の有収水量1m<sup>3</sup>当たりの給水収益である供給単価は、令和3（2021）年度では約250円/m<sup>3</sup>となっており、同年度の長野県内市町村の法非適用の簡易水道事業の平均213円/m<sup>3</sup>より高い水準にあります。

（出典）決算統計データ



#### ④ 組織の状況

高社簡易水道は建設課 国調・水道係が所管しており、組織体制及び職務分掌は次のとおりです。

建設課の職員は10名で、うち3名が主に高社簡易水道事業を含む水道業務を担当しています。担当職員は下水道事業及び農業集落排水事業の業務等も兼務することで人件費の抑制をしています。さらに、料金計算や債権管理は水道事業と下水道事業でシステムを共用するなど業務の重複をなくして効率化を図っています。

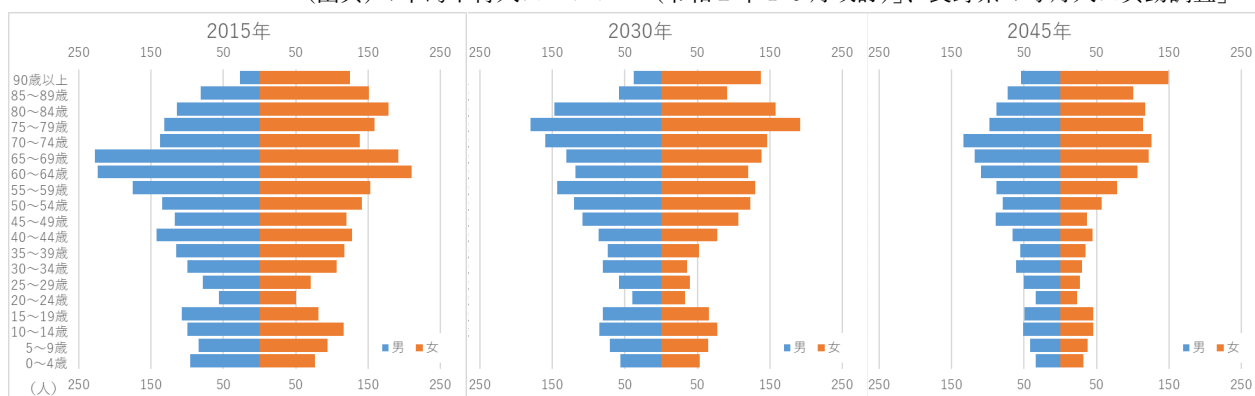
#### ⑤ 人口の状況

木島平村の人口は昭和30(1955)年に村が誕生して以降人口の減少が続いており、今後も同様の傾向が続くことが見込まれます。

昭和30(1955)年の住民基本台帳人口は8,206人でしたが、令和4(2022)年1月1日現在では4,508人となっており、3,698人の減少となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(以下、「社人研推計」)よれば、木島平村の人口は、平成27(2015)年の4,648人から30年後の令和27(2045)年には2,703人まで減少することが見込まれています。村による人口増加施策を反映した「木島平村人口ビジョン(令和2年10月改定)」(以下、「人口ビジョン」)による推計結果においても30年後には7~8割程度まで減少することが見込まれています。

(出典)「木島平村人口ビジョン(令和2年10月改訂)」、長野県「毎月人口異動調査」



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「将来の地域別男女5歳階級別人口」

#### ⑥ 水需要の状況

人口の減少に伴い水需要も減少傾向にあります。今後も水需要は減少が続くことが見込まれます。

#### ⑦ 簡易水道の整備状況

高社簡易水道は創設の昭和38(1963)年から60年程経過しています。行政人口に対する給水人口は、約4%です。水道事業と合わせると普及率はほぼ100%です。

今後、新たな水道施設の整備や水道管の布設は必要なく、既存の設備や管路の維持更新が課題になっています。





次のグラフは、固定資産台帳に登録されている有形固定資産について、取得年度別に再調達価額を合算したものです。

再調達価額は、建設当時の取得価額を国土交通省が公表している「建設工事費デフレーター(2015年度基準)」で現在価格に調整した額です。

管路は、1980年頃から布設が始まっていますが、水道管の耐用年数は40年であるところ、初期に布設された管路は40年以上を経過しています。

(出典) 固定資産台帳

## (2) これまでの主な経営健全化の取組

### ① 滞納の防止と延滞料金の回収

料金滞納を防止するために、納期限が経過した場合は速やかに利用者への連絡や訪問により督促をおこない確実な徴収に努めてきました。

### ② 経営合理化

過去には、池の平飲料水供給施設を経営統合することにより業務の重複をなくすことで効率化を図り、間接経費を削減してきました。

また、担当職員は最低限の人数としており人件費の抑制に努めてきました。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表は別紙参照

#### ① 収益的収支比率について

算出式：	「総収益÷(総費用+地方債償還金)×100」
指標の意味：	当該指標は、当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益によって総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表す指標で、100%以上となっていれば単年度の損益が黒字であることを示しています。
実績の説明：	100%を下回る水準で推移しています。これは料金収入等の事業収益によって事業運営に必要な財源を賄えていないことになります。

#### ② 地方債残高対給水収益比率について

算出式：	「地方債現在高合計÷給水収益×100」
指標の説明：	給水収益に対する地方債残高の割合であり、地方債残高の規模を表す指標です。一般的な数値基準はありませんが、財政的な観点からは低い方が望ましい指標です。
実績の説明：	大きな増減はありません。 類似規模団体の平均と比べても少ない水準で推移しています。

#### ③ 料金回収率について

算出式：	「供給単価÷給水原価×100」
指標の説明：	給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標です。料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味し、適切な料金収入の確保が求められます。
実績の説明：	100%を下回って推移しており、現在の料金水準では給水に係る費用を賄えていません。

#### ④ 給水原価について

算出式：	$\frac{\text{総費用} - \text{受託工事費} + \text{地方債償還金}}{\text{年間総有収水量}}$
指標の説明：	有収水量1m <sup>3</sup> 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。一般的な数値基準はありませんが、財政的な観点からは低い方が望ましい指標です。
実績の説明：	類似規模団体の平均より低い水準で推移しています。但し、老朽化した施設や管路の更新により資本費が増加していくことが予想されています。

⑤ 施設利用率について

算出式：	「一日平均配水量÷一日配水能力×100」
指標の説明：	一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。この指標は一般的には高い数値であることが望まれ、低すぎると水需要に対し施設規模が過大になっている可能性があります。
実績の説明：	類似規模団体の平均値に比べると著しく低い水準にあります。これは簡易水道事業がスキー場周辺を主な給水区域としており、季節変動が多い観光需要のピーク時にあわせて施設整備を行ったためです。

⑥ 有収率について

算出式：	「年間総有収水量÷年間総配水量×100」
指標の説明：	施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。当指標は、高い方が望ましく、100%に近いほど施設の稼働状況が効率的に収益に反映されていることとなります。数値が低い場合は、漏水やメーター不感等が発生していることが考えられます。
実績の説明：	類似規模団体の平均値より高い水準で推移しています。漏水などの収益に結びついていない水量は少ない状況です。

⑦ 管路更新率について

算出式：	「当年度に更新した管路延長÷管路延長×100」
指標の説明：	当該年度に更新した管路延長の割合を表し、管路の更新ペースや状況を把握できる指標です。
実績の説明：	0%で推移しており、管路の更新は行っていません。老朽化した管路が少ないためですが、一部の旧事業から引き継いだ管路は老朽化が進んでいると考えられるため、これらの更新が今後の課題となっています。

⑧ 総括

a 収益性や財務安定性の指標

全国の類似規模団体の平均値と比べると、料金回収率は高く、地方債残高対給水収益比率は低い水準にあり、その他の指標は平均値と同水準となっています。類似規模団体と比べると良い財政状況といえますが、収益的収支比率及び料金回収率が100%を下回って推移しており、料金収入で給水に係る費用を賄っていない状況です。さらに収益的収支比率及び料金回収率は悪化傾向にあります。但し、これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により給水区域であるスキー場地区の使用料収入が落ち込んだことによる要因が大きいと考えられます。

b 施設の指標

管路更新率は0%であり更新が行われていません。現時点では直ちに更新が必要な管路はありませんが、旧事業から引き継いだ施設・設備には老朽化した資産が存在し、配水池などの設



備更新が今後予定されています。

また、布設から 50 年程度を経過した管路もあることから老朽化が進む管路の維持管理に伴う費用の増加などにより、経営状態がさらに悪化することが懸念されています。

施設利用率は類似規模団体平均値に比べて極端に低い状態にありますが、現状の設備がスキー場周辺の観光需要のピークにあわせて整備されているため、現状では施設の能力が過剰となっているものと考えられます。

### 3. 将来の事業環境

#### (1) 給水人口の予測

木島平村人口ビジョン（令和2年10月改訂版）（以下、「人口ビジョン」といいます。）と整合を図るように給水人口の変動を予測しています。木島平村の人口は、令和4（2022）年1月1日現在で4,508人です。人口ビジョンでは、令和7（2025）年度に4,157人、令和17（2035）年度に3,782人、令和27（2045）年度では3,417人まで減少すると推計しています。

高社簡易水道の給水人口も、人口ビジョンによる人口の減少率と同率で減少すると想定しています。給水普及率は、令和3（2021）年度の時点で水道事業と合わせるとほぼ100%であり、将来も同水準で推移すると想定としています。令和3（2021）年度の給水人口は190人ですが、計画最終年度の令和14（2032）年度には171人まで減少することが見込まれます。

なお、社人研推計では、木島平村の人口は令和7（2025）年度に3,996人、令和17（2035）年度に3,355人、令和27（2045）年度では2,701人まで減少すると推計しています。

#### (2) 水需要の予測

有収水量の予測については、給水人口の減少に伴い、水需要についても減少傾向が続くと想定しました。

令和3（2021）年度の有収水量は33千 $\text{m}^3$ ですが、令和14（2032）年度には31千 $\text{m}^3$ まで減少することが見込まれます。

#### (3) 料金収入の見通し

料金収入の予測は、有収水量の推計をもとに試算しています。基本料金及び超過料金は改定せずに現状の水準が継続する場合の試算です。その結果、令和3（2021）年度の料金収入は8,289千円であるところ、計画期間終了時点の令和14（2032）年度では7,800千円まで減少すると予測しています。参考として、社人研推計にもとづいて試算をしたところ、料金収入は令和14（2032）年度で7,208千円となりました。

#### (4) 施設の見通し

##### ① 施設・設備、管路の建設年度別の投資額

下図は現存する簡易水道施設の整備に要した事業費の額を現在の価値に換算して、年度別にグラフ化したものです。

1980年頃に布設された管路があります。管路の耐用年数は40年であるところ、1980年に建設された設備は既に40年以上経過しており、この時期に建設された設備が近い将来に更新が必要になる見込です。財政負担と業務量の集中を避けるためには、実際の使用可能年数に即した更新基準を設定したうえで、更新時期の平準化を図り、施設・設備の更新にあたってはダウンサイジングやスペックダウンなどにより投資規模を抑制することが求められます。

##### ② 設備・管路の更新需要額

設備や管路は地方公営企業法施行規則により法定耐用年数が決められていますが、実際の更新

年数は、使用年数や劣化状況に応じて点検・修繕を実施することにより、法定耐用年数を超えていることが多いことが（公社）日本水道協会、（公財）水道技術研究センター、関西水道事業研究会における調査事例で報告されています。

本計画においては、更新基準は当該調査結果を参考に決定し、調査結果がない資産は法定耐用年数の概ね 1.5 倍を更新基準として更新需要の額を試算しました。

分類	代表的な 法定耐用年数	調査事例	更新基準
建築	38 年	—	60 年
土木	30～60 年	73.0 年	70 年
機械	15 年	24.8 年	25 年
電気	15 年	—	20 年
計装	15 年	20.4 年	20 年
管路	40 年	59.3 年	60 年

更新基準に基づいて試算した更新需要は次の図のとおりです。

計画期間内で大規模な更新需要はありませんが、令和 22 (2040) 年度頃から増加し始め、最大で年間 8,000 万円近くの財源が必要になる見込みです。

令和 2 (2020) 年度時点で既に更新基準を超えている設備があり、これらは令和 4 (2022) 年度の更新需要として表示しています。当面はこれらの設備について老朽化の程度に応じて計画的に更新を行う事が必要です。

### ③ 耐震化の状況

耐震化については、全施設で耐震診断は未実施となっています。管路についても管路の耐震化は進んでいません。

今後、施設の耐震診断を進めるとともに耐震化を図る必要があります。また管路についても耐震性能を高める必要があるため、早期に被害予測調査等を実施し、管路の耐震化を計画的に進めていく必要があります。

### (5) 組織の見通し

現在、職員は高社簡易水道以外の業務も兼務をしており、また、施設維持管理業務や検針業務、水質検査の民間委託により効率的な運営を図ってきました。

災害等の緊急時の対応やノウハウの承継を考えると増員が望まれますが、当面は現状の体制を維持する予定です。



## 4. 経営の基本方針

### (1) 基本理念

木島平村では、基本理念として下記3つを掲げています。

- ①きれいな村、長年にわたる安定した水道水の提供
- ②自然を愛し、環境を整え、将来まで守り続ける健全経営
- ③真心を大切に環境にやさしい安全な水道水の供給

### (2) 基本目標と施策

基本理念に基づき、安全な水を永続的に供給していくため、安心・安定・持続・環境の観点から以下の「基本目標」を設定しました。

## 5.投資・財政計画（収支計画）

### (1) 投資・財政計画（収支計画）

別紙様式第2号参照

損益は黒字を維持でき、かつ資金収支もプラスで推移する見込みです。

### (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

##### a 投資の目標に関する事項

健全な財政運営を維持しつつ、管路・施設の耐震化や配水池の更新工事を計画的に行っていくことを目標とします。

##### b 主な投資の内容

令和5（2023）年度～令和9（2027）年度においては第7次実施計画による投資を見込んでいます。

更新計画の基本的な方針は次のとおりです。

なお、令和10（2028）年以降の計画期間末の令和14（2032）年度までの期間は、次回の経営戦略の見直し時に改めて精査します。

（単位：千円）

事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
第2水源ポンプ盤他更新	—	5,000	11,781	5,000	—

##### c 民間の資金・ノウハウ等の活用に関する事項

該当事項はありません。

##### d 施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）に関する事項

該当事項はありません。

##### e 施設・設備の合理化（スペックダウン）に関する事項

該当事項はありません。

##### f 施設・設備の長寿命化等の投資の平準化に関する事項

該当事項はありません。

##### g 広域化に関する事項

該当事項はありません。

##### h 防災・安全対策に関する事項

基本目標・施策のとおり、災害に備えた安定供給の確保に努めます。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

##### a 財源の目標に関する情報

料金収入の減少が見込まれますが、一般会計からの繰入額を現状の水準以下に抑制するとともに、経費節減にも努め、当期純利益が黒字で推移するような財政運営を行っていきます。

建設改良費の財源は、計画期間内においては料金収入及び地方債を組み合わせることで確保します。

b 料金収入

中長期的には、老朽化した施設・設備等の更新や修繕や将来の管路の更新のための財源を確保していく必要があります。

しかし、前述のとおり、木島平村の令和3(2021)年度の供給単価は 250 円/m<sup>3</sup>であり、県内の法非適用の簡易水道事業の平均 213 円/m<sup>3</sup>に比べ2割近く高い水準にあります。また、令和2(2020)年度に料金を改定したところであり、財政収支の計画策定に当たっては計画期間内の料金改定を考慮していませんが、今後の経営状態及び社会情勢の変化に応じて料金改定の必要性を検討するものとします。

c 国県補助金

計画期間内では、補助対象となる事業の予定がないため、国県補助金は見込んでいません。

d 企業債

計画期間内では、建設改良費の財源として令和7(2025)年度に起債をする想定としています。

これによって企業債残高は一時的に増加しますが、それ以外では償還が進むことで計画期間終了の令和14(2032)年度には約800万円まで減少する見込みです。

e 他会計繰入金

企業債の元利償還財源として一般会計で負担が認められている額（基準内繰入金）以外にも赤字補てん財源として基準外繰入金を想定しています。但し、繰入金総額は減少させる見込みです。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

a 支払利息

令和3(2021)年度末時点の地方債に対する支払予定額及び令和4(2022)年度以降の起債額に対する利息支払を見込んでいます。新発債に係る利息の計算条件は、元利金等償還で利率は過去5年の地方公営企業金融機構の条件を考慮して0.5%としています。償還期間は起債の目的に合わせて15年としました。

b 職員給与費等の人件費

該当事項はありません。

c 委託費

経常的な内容については過去5年の平均を採用し、それ以外では令和9(2027)年度に予定されている給水区域変更に係る費用を見込んでいます。

d 修繕費

大規模な修繕工事の予定はありません。経常的に発生する修繕については過去5年の平均と同額としています。

e 動力費

過去5年の実績を参考に給水量の変動を反映させています。また、エネルギー価格の上昇の傾向が続くと想定し、年率2%の増加を見込んでいます。

f その他

直近5年の平均を採用しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

a 耐震化の推進

簡易水道施設全体の耐震化率の向上を目指します。

耐震診断を行い、更新時期が到来した管路から順次耐震管に布設替えを行うとともに、優先度の高い施設についても耐震化を図り中長期的に施設全体の耐震化を目指します。

b 災害に備えた応急給水の準備

応急給水のための資機材をあらかじめ準備し、被災した場合に応急給水を円滑に実施する体制を構築します。

c 再生可能エネルギーや省エネルギー対策機器等の導入促進

再生可能エネルギーとしての太陽光発電やバイオマス発電等の導入可能性を検討します。また、省エネルギーの高効率機器、ポンプのインバータ制御、ピークカット用蓄電池等の導入を



検討します。

d 施設・設備の更新及び統廃合（ダウンサイジング）の検討

水道事業との統廃合やダウンサイジングの可能性について検討を進めます。

各種施設・設備は、更新基準年度を経過したものから更新していきます。但し、事業量の平準化の観点から対象設備の緊急度・重要度に応じて順次更新を行います。

また、将来的に施設の更新を計画する場合は、将来の水需要の動向を考慮し、同一の規模・能力の施設の必要性を勘案して、建設費のみならず維持管理経費を削減する余地がないか検討します。

e アセットマネジメントの実施

技術的な知見に基づいた現有資産の状態・健全度を適切に診断・評価した中長期の更新需要の見通しを検討するとともに財政収支見通しを踏まえた更新財源の確保策を検討し、簡易水道事業の継続を担保するための更新計画を策定します。

② 財源についての検討状況等

a あるべき料金水準の検討

今後、人口減少により料金収入は減少することが見込まれ、一方で、管路・施設の更新に要する費用は多額になることが見込まれています。

将来も安定的に安心・安全な水道水を供給するために、施設設備の改築・更新の財源の確保が最も大きな課題です。受益者負担の原則に立ち、必要な負担について理解を得るための適切な情報提供に努め、あるべき料金水準のあり方について検討を進めます。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

a 周辺自治体との広域化

広域化・広域連携の推進や将来的な水道のあり方等に関して検討を行うため、「水道事業広域連携推進協議会」が長野県により設立されました。この協議会へ構成員として参加をすることで周辺自治体との広域化の可能性について情報収集を行い、引き続き、実現可能性や費用対効果を踏まえて広域化の可能性を模索してきます。

b 情報通信技術の活用

スマートメーターについては、過去に導入をしてみたものの費用対効果から現在は中止していますが、今後、新しい技術やサービスが提供されれば再検討します。

c 包括委託契約の検討

個々の業務委託を民間の技術ノウハウを取り入れた包括委託にすることで、技術的に信頼できる第三者に業務を委託して施設の運転管理の効率化が図られるとともに維持管理コストの削減を図ることできるとされています。

また、包括委託により、職員が行っている維持管理業務を発生対応型から予防保全型へ移行することができ、計画的な維持管理を実施して不具合発生を抑制し、急激な費用・事務負担の増加を防止できることも期待されます。

但し、業務委託費が増加することになりますので、コストメリットの比較検討が必要です。他団体の導入例などの情報を収集して導入可能性を探ります。

## 6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、5年に一度を目安として見直し（ローリング）を行います。見直しにおいては、投資・財政計画と実績とのかい離やその原因に対する分析を行い、その結果を反映していくこととします。

7.投資・財政計画（収支計画）

年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	(単位：千円、%)	
区	分	No.	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	1	8,335	8,446	8,446	8,446	8,198	8,198	8,198	7,951	7,951	7,951	7,951	7,703
	(1) 料金収入	2	8,289	8,421	8,421	8,421	8,173	8,173	8,173	7,926	7,926	7,926	7,926	7,678
	(2) 受託工事収益 (B)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(3) その他	4	46	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
	2. 営業外収益	5	500	192	4,343	4,088	3,935	3,959	4,120	3,909	3,866	3,589	3,526	3,697
	(1) 補助金	6	496	192	148	105	61	109	491	539	586	556	630	952
	他会計補助金	7	496	192	148	105	61	109	491	539	586	556	630	952
	その他補助金	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 長期前受金戻入	9	-	-	4,195	3,983	3,874	3,850	3,629	3,370	3,280	3,033	2,896	2,745
	(3) その他	10	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収入計 (C)	11	8,835	8,638	12,789	12,534	12,133	12,157	12,318	11,860	11,817	11,540	11,477	11,400
支 出 的 収 入	1. 営業費用	12	6,414	4,024	11,111	10,546	10,645	11,228	14,873	11,003	10,971	10,706	10,654	10,588
	(1) 職員給与	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基本給	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	退職給付	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 経費	17	6,414	4,024	4,503	4,102	4,084	4,124	7,837	4,144	4,185	4,227	4,270	4,246
	動力費	18	2,316	1,938	1,977	2,016	1,998	2,038	2,079	2,058	2,099	2,141	2,184	2,160
	修繕費	19	70	640	640	640	640	640	640	640	640	640	640	640
	材料費	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	21	4,028	1,446	1,886	1,446	1,446	1,446	5,118	1,446	1,446	1,446	1,446	1,446
	(3) 減価償却費	22	-	-	6,608	6,444	6,561	7,104	7,036	6,859	6,786	6,479	6,384	6,342
2. 営業外費用	23	470	385	897	811	722	819	769	757	746	734	723	712	
(1) 支払利息	24	470	385	297	211	122	219	169	157	146	134	123	112	
(2) その他	25	-	-	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	
支出計 (D)	26	6,884	4,409	12,008	11,357	11,367	12,047	15,642	11,760	11,717	11,440	11,377	11,300	
経常損益 (C)-(D) (E)	27	1,951	4,229	781	1,177	766	110	△3,324	100	100	100	100	100	
特別利益 (F)	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別損失 (G)	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別損益 (F)-(G) (H)	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	31	1,951	4,229	781	1,177	766	110	△3,324	100	100	100	100	100	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	32	-	-	781	1,958	2,724	2,834	△490	△390	△290	△190	△90	10	
流動資産 (J)	33	2,386	4,031	4,935	1,700	3,847	511	△395	2,199	4,805	7,345	9,921	12,601	
うち未収金	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
流動負債 (K)	35	5,167	4,580	4,268	4,357	3,949	1,977	1,989	1,999	2,012	2,023	2,034	2,046	
うち建設改良費分	36	5,167	4,580	4,268	4,357	3,949	1,977	1,989	1,999	2,012	2,023	2,034	2,046	
うち一時借入金	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
うち未払金	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)	40													
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	41	8,335	8,446	8,446	8,446	8,198	8,198	8,198	7,951	7,951	7,951	7,951	7,703	
地方財政法による資金不足の比率 (L)/(M) ×100 (N)	42													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)	43													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)	44													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	45													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 (N)/(P) ×100 (Q)	46													

年 度 区 分		No	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	(単位：千円)	
			前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	
資 本 的 収 入	1. 企業債	1	-	-	-	-	11,781	-	-	-	-	-	-	-	
	うち資本費平準化債	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2. 他会計出資金	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3. 他会計補助金	4	2,654	2,583	2,290	2,134	2,178	1,974	988	994	999	1,006	1,011	1,017	
	4. 他会計負担金	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	5. 他会計借入金	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	6. 国(都道府県)補助金	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	7. 固定資産売却代金	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	8. 工事負担金	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	9. その他	10	1,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計 (A)	11	4,554	2,583	2,290	2,134	13,959	1,974	988	994	999	1,006	1,011	1,017	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される (B)	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	純計 (A)-(B) (C)	13	4,554	2,583	2,290	2,134	13,959	1,974	988	994	999	1,006	1,011	1,017	
資 本 的 支 出	1. 建設改良費	14	-	-	-	5,000	11,781	5,000	-	-	-	-	-	-	
	うち職員給与費	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2. 企業債償還金	16	5,309	5,167	4,580	4,268	4,357	3,949	1,977	1,989	1,999	2,012	2,023	2,034	
	3. 他会計長期借入返還金	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4. 他会計への支出金	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5. その他	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計 (D)	20	5,309	5,167	4,580	9,268	16,138	8,949	1,977	1,989	1,999	2,012	2,023	2,034		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	21	755	2,584	2,290	7,134	2,179	6,975	989	995	1,000	1,006	1,012	1,017		
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	755	1,017	
	2. 利益剰余金処分額	23	755	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3. 繰越工事資金	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4. その他	25	-	2,584	2,290	7,134	2,179	6,975	989	995	1,000	1,006	257	-	
計 (F)	26	755	2,584	2,290	7,134	2,179	6,975	989	995	1,000	1,006	1,012	1,017		
補填財源不足額 (E)-(F)	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他会計借入金残高 (G)	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
企業債残高 (H)	29	30,445	25,278	20,698	16,430	23,854	19,905	17,928	15,939	13,940	11,928	9,905	7,871		

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
収 益 的 収 支 分		496	192	148	105	61	109	491	539	586	556	630	952
	うち基準内繰入金	235	192	148	105	61	109	84	78	73	67	61	56
	うち基準外繰入金	261	-	-	-	-	-	407	461	513	489	569	896
資 本 的 収 支 分		2,654	2,583	2,290	2,134	2,178	1,974	988	994	999	1,006	1,011	1,017
	うち基準内繰入金	2,654	2,583	2,290	2,134	2,178	1,974	988	994	999	1,006	1,011	1,017
	うち基準外繰入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		3,150	2,775	2,438	2,239	2,239	2,083	1,479	1,533	1,585	1,562	1,641	1,969



# 8. 経営比較分析表

## 経営比較分析表（令和3年度決算）

長野県 木島平村

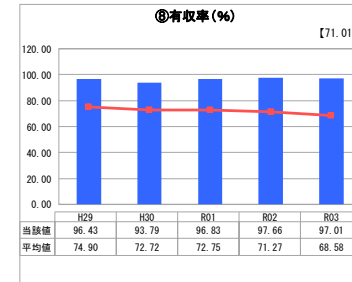
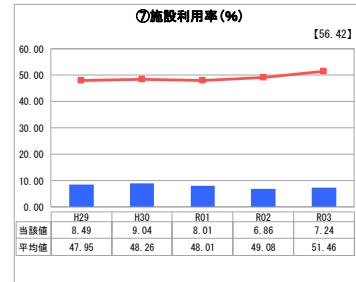
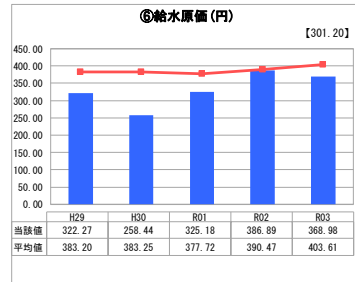
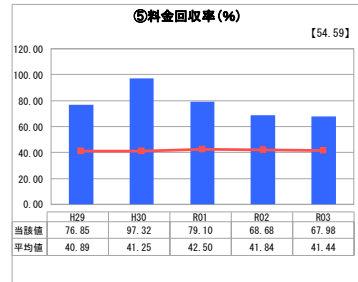
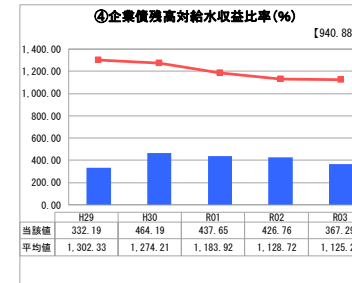
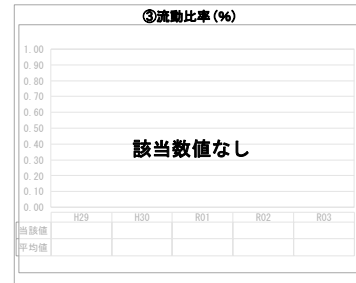
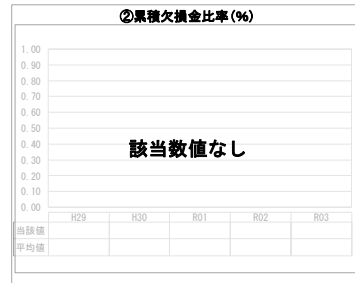
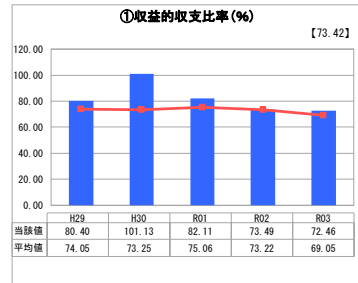
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	1か月20㎡当たり家庭料金 (円)	
-	該当数値なし	4.24	4.004	

人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
4,508	99.32	45.39
現在給水人口 (人)	給水区域面積 (km <sup>2</sup> )	給水人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
190	2.79	68.10

**グラフ凡例**

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和3年度全国平均

### 1. 経営の健全性・効率性



### 分析欄

#### 1. 経営の健全性・効率性について

簡易水道事業では、①収益的収支比率が72.46%と前年に比べポイント悪化し、過去5年間では最も低い水準となりました。これは、⑥給水原価が368.98円で前年に比べて17.91円低下したものの、⑤料金回収率及び⑧有収率が前年を下回ったこと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により給水区域であるスキー場地区の使用料収入が落ち込んだことが影響し、収支の悪化につながったものと考えられます。

一方、④企業債残高対給水収益比率は全国及び類似団体を下回っているものの、平成30年度に実施した施設更新に伴う新規借入れにより大きく上昇し、高い水準となったことも、施設整備のための地方債の借入が年間の給水収益を大きく上回って事業経営の重荷となっていることを示しています。

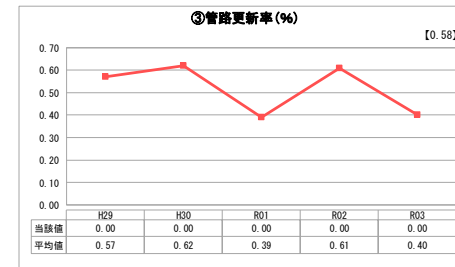
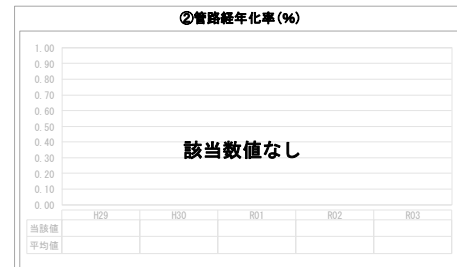
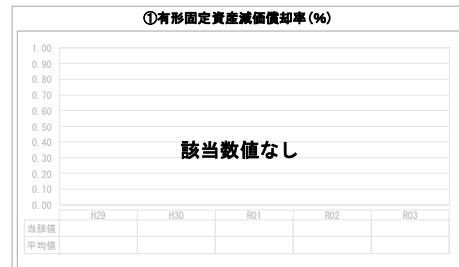
また、⑦施設利用率が平均に比べて極端に低い状態にありますが、これは簡易水道事業がスキー場周辺を主な給水区域としており、給水需要のピークにあわせて施設整備を行ったため、現状では施設の能力が過剰となっているものと考えられます。

#### 2. 老朽化の状況について

現在の簡易水道事業は、事業開始から20年ほどと比較的新しい施設が多く、③管路更新率は低い水準にとどまっています。

一方で、旧事業から引き継いだ施設も一部に残っており、これらの施設は老朽化が進んでいると考えられるため、敷設替えなどによる管路の更新を含めた施設全体の計画的な更新が今後の課題となっています。

### 2. 老朽化の状況



### 全体総括

上記の分析から、簡易水道事業の経営状態は、平成30年度に好転したものの、その後は3年続けて悪化しており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により観光客の減少を含めた給水人口の減少による給水収益（使用料収入）の減少、今後予定されている配水池などの設備更新や老朽化が進む管路の維持管理に伴う費用の増加などにより、経営状態がさらに悪化することが懸念されています。

このため、更なる経費節減を進めるとともに、設備更新に合わせた過剰な設備の見直しなど、事業効率の向上、経営基盤の安定強化に向けた技術的な対策（企業会計の適用、水道事業との統合など）に取り組む必要があります。